

【ガイドライン(空港環境編)第3版改訂にあたって】

空港における省エネルギーやリサイクルといった環境に関する取り組みは、当時それまで体系化されておらず不十分であったことから、平成15年8月に「エコエアポート・ガイドライン」(初版)を策定し、空港運営に伴う環境負荷の低減に向けた取り組みを促してきたところであり、その後、平成18年3月に改訂を行い、対象とする管理業務範囲及び計画に対する評価の頻度についての変更を行っている。

今般、ガイドラインを策定してから10年が経過し、次期空港環境計画の策定が順次行われていくことになるが、これまでに環境に関する状況に変化があったことから、時代に即した環境への取り組みに対応していくべくガイドラインの改訂を行った。第3版の改訂では、平成24年末をもって京都議定書の第1約束期間が終了したことを受け、CO2削減目標に係る今後の配慮方針を示した。また、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーの積極的な利用が求められていることから、エネルギー問題への対応を追加した。

1. エコエアポートガイドライン改訂の経緯及び目的

①エコエアポートの経緯

平成15年8月 エコエアポート・ガイドライン策定
 平成18年3月 **エコエアポート・ガイドライン改訂**

改訂後8年経過

- 平成20年6月 空港法
- 平成20年6月 生物多様性基本法
 豊かな生物多様性の保全、自然と共生する社会の実現に向けた取組が求められる。
- 平成20年12月 空港の設置及び管理に関する基本方針
 空港運営に伴う環境負荷の低減に向けて取り組む。
- 平成24年4月 第4次環境基本計画
 「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が統合的に達成される持続可能な社会を目指す。
- 平成24年12月 京都議定書第一約束期間が終了
- 平成25年3月 当面の地球温暖化対策に関する方針
 再生可能エネルギーや省エネルギーの取組について、最大限の推進を図る。新たな計画が策定されるまでは、これまで以上の取組を推進する。
- 平成25年6月 第3次循環型社会形成推進基本計画
 リサイクルに比べて取組みが遅れているリデュース・リユースの取組強化を図る。

平成26年3月 **エコエアポート・ガイドライン改訂**

②ガイドライン改訂(三訂版)の目的

- ～旧ガイドライン(H18.3)以降の状況変化に対応した更新～
 エコエアポートの概念及び旧ガイドラインを基本とし、これまでの環境に対する基本的考え方を踏まえながら、
- 新たな法・計画・方針や概念・用語等に対応。
 - さらに、新しい環境技術を含めた施策メニューの更新。

2. エコエアポート・ガイドライン改訂のポイント

【エコエアポートガイドラインの内容と構成】

- 第1章 基本的考え方
 - 1. 基本理念
 - 2. 適用の範囲
 - 3. 基本手続き
- 第2章 空港環境計画策定の考え方
 - 1. 基本方針
 - 2. 対象範囲
 - 3. 目標年度
 - 4. 環境目標設定にあたっての基本的考え方
 - 5. 実施計画

主な変更点

1. 基本理念

循環を基調とする持続発展可能な空港

低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の形成に寄与する持続可能な空港

2. 基本方針(環境目標の設定)

京都議定書の数値目標に配慮して設定

新たな計画が策定されるまでは、引き続きこれまでと同等以上の取組を推進

3. 環境目標設定にあたっての基本的考え方

省エネルギー化によりエネルギー消費量の抑制を図る

省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの拡大によるエネルギー消費量を抑制

発生抑制(リデュース)・再生利用(リサイクル)に取り組む

発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)に取り組む

生態系の保全・創出により、良好な自然環境を維持する

生物の多様性に配慮し、良好な自然環境を維持する